

岩手県災害対策本部規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成27年3月31日

岩手県災害対策本部長

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県災害対策本部規程の一部を改正する訓令

岩手県災害対策本部規程（平成8年岩手県災害対策本部長訓令第2号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後			
(組織等) 第2条 本部は、次に掲げる組織をもって構成する。 (1) 部並びに室、課、調査監（以下「課等」という。）及び機関 (2)～(6) [略] 2 [略] (配備体制) 第27条 本部の配備体制の区分、配備基準及び配備職員の範囲は、次のとおりとする。				(組織等) 第2条 本部は、次に掲げる組織をもって構成する。 (1) 部並びに室、課、 <u>所</u> 、調査監（以下「課等」という。）及び機関 (2)～(6) [略] 2 [略] (配備体制) 第27条 本部の配備体制の区分、配備基準及び配備職員の範囲は、次のとおりとする。			
区 分		配備基準		区 分		配備基準	
(1) 本部 指定職員配備 (1号) 体制 (以下「指定職員配備体制」という。)		ア 次に掲げる警報のいずれかが発表され、かつ、相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、本部長が指定職員配備体制により災害応急対策を講じる必要があると認めるとき。 (ア)～(エ) [略] (オ) 北上川上流洪水予報、雫石川洪水予報及び猿ヶ石川洪水予報のうちの <u>洪水警報</u> （はん濫警戒情報・はん濫危険情報・はん濫発生情報） (カ) [略] イ～オ [略] カ 岩手山又は秋田駒ヶ岳に噴火警報（居住地域）のうち噴火警戒レベル4が発表		(1) 本部 指定職員配備 (1号) 体制 (以下「指定職員配備体制」という。)		ア 次に掲げる警報のいずれかが発表され、かつ、相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、本部長が指定職員配備体制により災害応急対策を講じる必要があると認めるとき。 (ア)～(エ) [略] (オ) 北上川上流洪水予報、雫石川洪水予報及び猿ヶ石川洪水予報のうちの <u>はん濫警戒情報</u> 、 <u>はん濫危険情報</u> 又は <u>はん濫発生情報</u> （洪水警報） (カ) [略] イ～オ [略] カ 岩手山又は秋田駒ヶ岳に噴火警報（居住地域） <u>又は噴火警報</u> のうち噴火警戒レ	
		配備職員の範囲				配備職員の範囲	
		[略]				[略]	

		<p>された場合</p> <p>キ 八幡平又は栗駒山に噴火警報（居住地域）が発表された場合</p> <p>ク～コ [略]</p>				<p>ベル4が発表された場合</p> <p>キ 八幡平又は栗駒山に噴火警報（居住地域）又は噴火警報が発表された場合</p> <p>ク～コ [略]</p>	
	<p>広域</p> <p>支部</p> <p>及び</p> <p>地方</p> <p>支部</p>	<p>ア 所管区域内に次に掲げる警報のいずれかが発表され、かつ、相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、本部長が指定職員配備体制の指令を発したとき。</p> <p>(ア)～(エ) [略]</p> <p>(オ) 北上川上流洪水予報、雫石川洪水予報及び猿ヶ石川洪水予報のうちの洪水警報（はん濫警戒情報・はん濫危険情報・はん濫発生情報）</p> <p>(カ) [略]</p> <p>イ～オ [略]</p> <p>カ 所管区域内の火山（岩手山又は秋田駒ヶ岳に限る。）に噴火警報（居住地域）のうち噴火警戒レベル4が発表された場合</p> <p>キ 所管区域内の火山（八幡平又は栗駒山に限る。）に噴火警報（居住地域）が発表された場合</p> <p>ク～コ [略]</p>	[略]		<p>広域</p> <p>支部</p> <p>及び</p> <p>地方</p> <p>支部</p>	<p>ア 所管区域内に次に掲げる警報のいずれかが発表され、かつ、相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、本部長が指定職員配備体制の指令を発したとき。</p> <p>(ア)～(エ) [略]</p> <p>(オ) 北上川上流洪水予報、雫石川洪水予報及び猿ヶ石川洪水予報のうちのはん濫警戒情報、はん濫危険情報又ははん濫発生情報（洪水警報）</p> <p>(カ) [略]</p> <p>イ～オ [略]</p> <p>カ 所管区域内の火山（岩手山又は秋田駒ヶ岳に限る。）に噴火警報（居住地域）又は噴火警報のうち噴火警戒レベル4が発表された場合</p> <p>キ 所管区域内の火山（八幡平又は栗駒山に限る。）に噴火警報（居住地域）又は噴火警報が発表された場合</p> <p>ク～コ [略]</p>	[略]
(2)	<p>本部</p> <p>主査以上配備</p> <p>(2号)</p> <p>体制</p> <p>(以下</p> <p>「主査以上配</p>	<p>ア 次に掲げる警報のいずれかが発表され、かつ、相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、本部長が主査以上配備体制により災害応急対策を講じる必要があると認めるとき。</p>	[略]	(2)	<p>本部</p> <p>主査以上配備</p> <p>(2号)</p> <p>体制</p> <p>(以下</p> <p>「主査以上配</p>	<p>ア 次に掲げる警報のいずれかが発表され、かつ、相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、本部長が主査以上配備体制により災害応急対策を講じる必要があると認めるとき。</p>	[略]

<p>備体制 」とい う。</p>	<p>(ア)～(キ) [略] (ク) 北上川上流洪水予報、雫石川洪水予報及び猿ヶ石川洪水予報のうちの洪水警報（はん濫警戒情報・はん濫危険情報・はん濫発生情報） (ケ) [略] イ～エ [略] オ 岩手山又は秋田駒ヶ岳に噴火警報（居住地域）のうち噴火警戒レベル5が発表された場合 カ・キ [略]</p>	
<p>広域 支部 及び 地方 支部</p>	<p>ア 所管区域内に次に掲げる警報のいずれかが発表され、かつ、相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、本部長が主査以上配備体制の指令を発したとき。 (ア)～(キ) [略] (ク) 北上川上流洪水予報、雫石川洪水予報及び猿ヶ石川洪水予報のうちの洪水警報（はん濫警戒情報・はん濫危険情報・はん濫発生情報） イ～エ [略] オ 所管区域内の火山（岩手山又は秋田駒ヶ岳に限る。）に噴火警報（居住地域）のうち噴火警戒レベル5が発表された場合 カ・キ [略]</p>	<p>[略]</p>
<p>[略]</p>		

2 [略]

別表第1（第5条関係）

本部に置く部並びに部長及び次長

<p>備体制 」とい う。</p>	<p>(ア)～(キ) [略] (ク) 北上川上流洪水予報、雫石川洪水予報及び猿ヶ石川洪水予報のうちのはん濫警戒情報、はん濫危険情報又ははん濫発生情報（洪水警報） (ケ) [略] イ～エ [略] オ 岩手山又は秋田駒ヶ岳に噴火警報（居住地域）又は噴火警報のうち噴火警戒レベル5が発表された場合 カ・キ [略]</p>	
<p>広域 支部 及び 地方 支部</p>	<p>ア 所管区域内に次に掲げる警報のいずれかが発表され、かつ、相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、本部長が主査以上配備体制の指令を発したとき。 (ア)～(キ) [略] (ク) 北上川上流洪水予報、雫石川洪水予報及び猿ヶ石川洪水予報のうちのはん濫警戒情報、はん濫危険情報又ははん濫発生情報（洪水警報） イ～エ [略] オ 所管区域内の火山（岩手山又は秋田駒ヶ岳に限る。）に噴火警報（居住地域）又は噴火警報のうち噴火警戒レベル5が発表された場合 カ・キ [略]</p>	<p>[略]</p>
<p>[略]</p>		

2 [略]

別表第1（第5条関係）

本部に置く部並びに部長及び次長

部	部長に充てる職	次長に充てる職
[略]		
農林水産部	[略]	[略] 水産担当技監
[略]		

別表第2（第6条、第7条関係）

本部の部に置く課等、課等の長及び主な担当業務

部	課等	課等の長に充てる職	主な担当業務
[略]			
政策	[略]		
地域部	地域振興室	[略]	陸上輸送による物資の調達、輸送及び供給並びにそのあっせんに関すること（以下「物資供給」という。）。 [略]
	[略]		
環境生活部	廃棄物特別対策室	[略]	県境不法投棄現場の被害調査及び応急対策に関すること。 <u>平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波により生じた災害廃棄物の一時的な保管場所等の被害調査及び応急対策に関すること。</u> 他課等に対する応援に関すること。
[略]			
商工労働観光部	商工企画室	[略]	[略] 物資供給に係る統括に関すること。 [略]
		[略]	

部	部長に充てる職	次長に充てる職
[略]		
農林水産部	[略]	[略] 水産担当技監 漁港担当技監
[略]		

別表第2（第6条、第7条関係）

本部の部に置く課等、課等の長及び主な担当業務

部	課等	課等の長に充てる職	主な担当業務
[略]			
政策	[略]		
地域部	地域振興室	[略]	物資の陸上輸送に関すること。 [略]
	[略]		
環境生活部	廃棄物特別対策室	[略]	県境不法投棄現場の被害調査及び応急対策に関すること。 他課等に対する応援に関すること。
[略]			
商工労働観光部	商工企画室	[略]	[略] 陸上における物資の調達、輸送及び供給並びにそのあっせんに係る統括に関すること。 [略]
		[略]	

	[略]		
農林	[略]		
水産部	農業振興課	[略]	<p>経営構造対策事業、山村等振興対策事業等で整備した施設の被害調査及び応急対策に関すること。</p> <p><u>県内で生産等された農林水産物、粗飼料等の放射性物質濃度の測定等に関すること（原子力災害の場合及び所管事項に係るものに限る。）。</u></p> <p>他課等に対する応援に関すること。</p>
	[略]		
	農村建設課	[略]	<p>[略]</p> <p>農地・農業用施設、農村生活環境施設並びに農地の保全に係る海岸保全施設及び地すべり防止施設の被害調査及び応急対策に関すること。</p>
	[略]		
	競馬改革推進室	[略]	
県土整備部	[略]		
	道路環境課	[略]	<p>[略]</p> <p>道路交通規制及び道路情報に関すること。</p>

	[略]		
農林	[略]		
水産部	農業振興課	[略]	<p>経営構造対策事業、山村等振興対策事業等で整備した施設の被害調査及び応急対策に関すること。</p> <p>他課等に対する応援に関すること。</p>
	[略]		
	農村建設課	[略]	<p>[略]</p> <p>農地・農業用施設、農村生活環境施設並びに農地の保全に係る海岸保全施設及び地すべり防止施設の被害調査及び応急対策に関すること（<u>県土整備部下水環境課の主管に属するものを除く。</u>）。</p>
	[略]		
	競馬改革推進室	[略]	
	県産米戦略室	県産米戦略室長	他課等に対する応援に関すること。
県土整備部	[略]		
	道路環境課	[略]	<p>[略]</p> <p>道路交通規制及び道路情報に関すること。</p> <p><u>車両の移動等に係る措置に関すること。</u></p> <p>市町村道の道路管理者に対する車両の移動等</p>

[略]			
砂防災害課	[略]	[略]	公共土木施設（ <u>国土交通省の主管に属するものに限る。</u> ）の災害被害額の取りまとめ及び応急対策の総括に関すること。 [略]
[略]			
下水環境課	[略]	[略]	<u>農業集落排水施設以外</u> の下水道施設の被害調査及び応急対策に関すること。 [略]
[略]			
[略]			

[略]

別表第3（第6条、第7条関係）

本部の部に置く機関、機関の長及び主な担当業務

部	機関	機関の長に充てる職	主な担当業務
[略]			
県土整備部	[略]		応急対策に係る空港の利用に関すること。

			に係る措置の指示に関する <u>こと。</u> 車両の移動等に伴う損失の補償に関する <u>こと。</u>
[略]			
砂防災害課	[略]	[略]	<u>国土交通省の所管に属する公共土木施設（港湾及び公園を除く。）</u> の災害被害額の取りまとめ及び応急対策の総括に関すること。 [略]
[略]			
下水環境課	[略]	[略]	<u>下水道施設及び農業集落排水施設</u> の被害調査及び応急対策に関すること。 [略]
[略]			
[略]			

[略]

別表第3（第6条、第7条関係）

本部の部に置く機関、機関の長及び主な担当業務

部	機関	機関の長に充てる職	主な担当業務
[略]			
県土整備部	[略]		<u>空港の被害調査及び応急対策に関すること。</u> 応急対策に係る空港の利用に関すること。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。